

令和4年度品川区財政健全化判断比率

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下健全化法という）が制定されました。

健全化法は、自治体の財政に影響を与えるすべての会計等を対象に、健全性に関する4つの比率の公表の制度を設け、その比率に応じて健全化を図るための計画を策定する制度を定めるなど、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的にしています。

令和4年度決算に基づく品川区の健全化判断比率は下表のとおりで、いずれの比率も早期健全化判断比率を下回っています。

【健全化判断比率】

区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
品川区 健全化 判断比率	令和 4年度	—	—	△4.2%	—
		(△5.70%)	(△7.28%)	(△4.2%)	(△105.7%)
	令和 3年度	—	—	△4.4%	—
		(△6.43%)	(△7.90%)	(△4.4%)	(△105.8%)

※「—」は、赤字でないこと、或いは、将来負担比率がないことを表しています。

※（ ）内の比率は、算出した比率を実数で表したものです。

<品川区に適用される早期健全化基準等>

早期健全化基準	11.25 %	16.25 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準	20.00 %	30.00 %	35.0 %	

説明資料

1 実質赤字比率の算定について

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

（家計に例えると、生計の中心を支える方の1年間の収入に対し、支出がどれだけ超過したかの割合を計る指標です）

4年度の実質収支は、6,260,781千円（5.70%）の黒字となりました。

実質赤字比率は、赤字の比率を示す指標であり、当区は黒字のため「—」表示となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\frac{\triangle 6,260,781 \text{ 千円}}{109,737,994 \text{ 千円}} \times 100 = 5.70\% \text{ の黒字}$$

算定の基礎数値 (単位：千円)

$$\begin{array}{rclcl} \text{実質収支額} & = & \text{一般会計等歳入決算額} & - & \text{一般会計等歳出決算額} & - & \text{翌年度繰越財源} \\ 6,260,781 & & 195,916,375 & & 189,338,391 & & 317,203 \end{array}$$

用語の意義

- (1) 一般会計等とは、一般会計および公営事業会計に属する特別会計以外の特別会計
(品川区は一般会計および災害復旧特別会計が対象)
- (2) 標準財政規模とは、一般財源ベース(特別区税、財調交付金等)での標準的な財政規模
- (3) 翌年度繰越財源とは、地方自治法に定める繰越明許費繰越額および事故繰越額に、
事業繰越額および支払繰延額を合算した額
(4年度繰越額は317,203,000円)

2 連結実質赤字比率の算定について

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

(家計に例えると、家族全員の1年間の収入に対し、支出がどれだけ超過したかの割合を計る指標です)

4年度の連結実質収支は、7,997,104千円(7.28%)の黒字となりました。

連結実質赤字比率は、赤字の比率を示す指標であり、当区は黒字により「-」表示となります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等と公営事業会計分を合算した連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\frac{\Delta 7,997,104 \text{ 千円}}{109,737,994 \text{ 千円}} \times 100 = 7.28\% \text{ の黒字}$$

算定の基礎数値

(単位：千円)

会計区分	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	翌年度繰越額 ③	実質赤字額 ①- (②+③)
一般会計等	195,916,375	189,338,391	317,203	6,260,781
国民健康保険事業会計	36,404,140	35,950,591	0	453,549
後期高齢者医療特別会計	9,764,626	9,698,780	0	65,846
介護保険特別会計	27,158,136	25,941,208	0	1,216,928
合計	269,243,277	260,928,970	317,203	7,997,104

3 実質公債費比率の算定について

借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化したものです。

普通会計決算の公債費比率は、地方債にかかる元利償還金のみを対象に算出しますが、この実質公債費比率は次の要素（準元利償還金）を加えた3カ年平均で算出します。

（家計に例えると、家族全員の借入金（ローン）に対する1年間の返済額が、その家庭の収入に対し、どの程度占めているかを計るもので、過去3年間の平均値を用います）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金 (準元利償還金含む)} - \text{特定財源} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

分母・分子とも地方交付税算定に際しての元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除しますが、23区は総務大臣が定める額を使用します。

各年度の算定

$$\frac{\text{①} \sim \text{⑥} \text{ の 合 計 } - \text{⑦} - \text{⑧}}{\text{⑨} - \text{⑧}} \times 100$$

3カ年平均値

$$\frac{\text{2年度 } \Delta 4.61571 + \text{3年度 } \Delta 4.19484 + \text{4年度 } \Delta 3.79493}{3 \text{ 年}} = \Delta 4.2\%$$

算定の基礎数値

（単位：千円）

区 分	2年度	3年度	4年度
① 地方債にかかる元利償還金	1,252,002	1,194,342	1,108,913
② 満期一括償還地方債の一年あたりの元金償還金相当額	0	0	0
③ 公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの繰出金	0	0	0
④ 一部事務組合の地方債の償還財源に充てるための負担金	125,947	122,835	121,584
⑤ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの（相手方の履行が済んでおり、支払のみが将来にわたり残っているもの）	0	0	0
⑥ 一時借入金利子	0	0	0
⑦ 特定財源	0	0	0
⑧ 総務大臣の定める額（算入公債費等の額）	5,817,833	5,606,605	5,197,728
⑨ 各年度標準財政規模	102,008,510	107,861,499	109,737,994

4 将来負担比率の算定について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を把握するための比率です。

(家計に例えると、家族全員の借入金(ローン)の総額から、貯蓄等を差し引いた結果、残りの借入金の額が、1年間の収入に対してどの程度の割合を占めているかを計るものです)

4年度は、将来負担額に対し充当可能財源が上回る結果となり、将来負担比率は、「-」表示となります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定歳入見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

分子は、地方交付税算定に際しての地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を、分母は、地方交付税算定に際しての元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除しますが、23区は総務大臣が定める額を使用します。

$$\frac{25,858,635 - (96,542,651 + 0 + 39,858,494)}{109,737,994 - 5,197,728} \times 100 = 105.7\% \text{分 基金等の財源が、将来負担を上回っています。}$$

算定の基礎数値

(1) 将来負担額 25,858,635 千円

(単位：千円)

①	一般会計等の4年度末地方債現在高	11,958,043
②	債務負担行為に基づく支出予定額 (4年度末の品川区土地開発公社からの未引取額)	0
③	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	0
④	一部事務組合の地方債の元金償還に充てるための区負担見込額	2,244,849
⑤	退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額 (一般会計等で負担することが見込まれる特別職および一般職の職員全員が5年3月31日に自己都合により退職すると仮定した場合に支給すべき退職手当の額)	11,655,743
⑥	設立法人等に対する損失補償のうち一般会計等の負担見込額	0
⑦	連結実質赤字額	0
⑧	一部事務組合の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額	0

(2) 将来負担額から控除されるもの 136,401,145 千円

(単位：千円)

①	地方自治法第241条の基金	96,542,651
②	特定歳入見込額	0
③	総務大臣の定める額(基準財政需要額算入見込額)	39,858,494